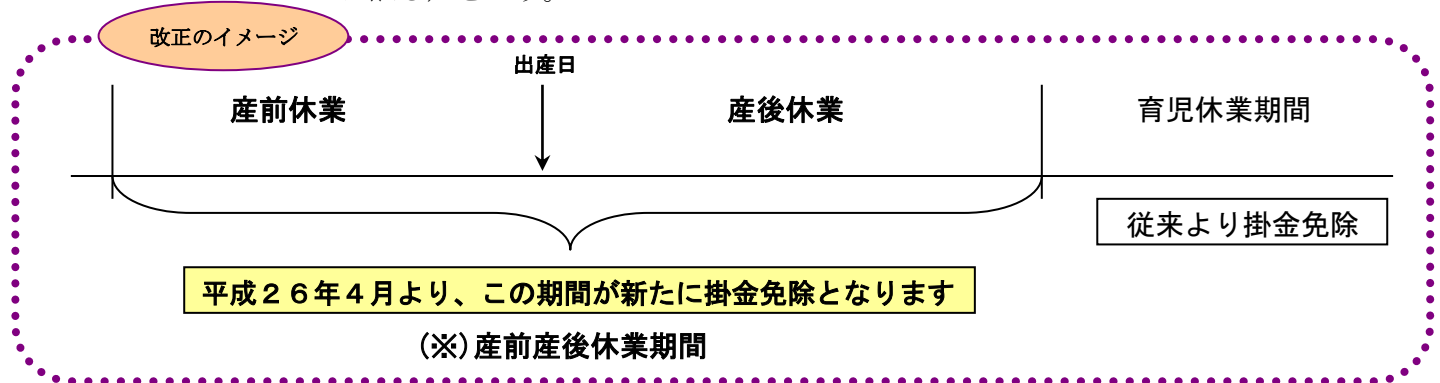


平成26年4月から 産前・産後休業期間中の掛金が免除されます

～育児休業取得者に加え、産前産後休業取得者においても掛金免除となります～

- ◇ 平成26年4月1日から、産前産後休業期間について、当該期間中の申出により掛金が免除されます。
- ◇ 掛金の免除期間は、**産前産後休業(※)**を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間です。
- ◇ 平成26年4月1日より前に産前産後休業を開始された方は、平成26年4月1日から産前産後休業を開始したものとみなします。
- ◇ 掛金の免除により、将来受け取る年金額が減額されることはありません。

(※) 産前産後休業・・・ 出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前42日（多胎妊娠の場合にあっては、98日）から出産の日後56日までの間において勤務に服さないこと（妊娠または出産に関する事由を理由として勤務に服さない場合に限る）をいう。



～Q & Aよくある質問

Q1 産前産後休業期間が4/15～7/21の場合の掛金の免除期間を教えてください。

A 4月から6月の3ヶ月分の掛金が申出により免除となります。

Q2 産前休暇を8週間（56日）取得した場合に、6週間（42日）を超える期間も免除対象となりますか？

A 掛金が免除となる期間は、産前産後休業(※)期間のみとなりますので、延長期間については、免除対象になりません。

Q3 産前産後休業期間が4/20で終了しますが、4月分の掛金は免除となりますか？

A 産前産後休業の終了日の翌日の前月までの期間が免除期間となるため、免除になりません。

[申出方法]

産前産後休業掛金免除申出書に特別休暇の産前産後休業期間、出産予定日、出産後の場合には出産日及び多胎妊娠の場合にはその旨を証明できる書類を添付し所属所を経由のうえ、共済組合に提出してください。

なお、申出書の内容に変更が生じた場合には、産前産後休業掛金免除変更申出書等の提出が必要となります。